

型 式 の 区 分

電気洗米機

要 素	区 分
(A) 定格電圧	(1) 125 V 以下のもの
	(2) 125 V を超えるもの
(B) 容器と本体との分離（電気かつお節削機、電気氷削機及び精米機の場合を除く。）	(1) できるもの
	(2) できないもの
(C) 電動機の種類	(1) 単相誘導電動機のもの
	(2) 整流子電動機のもの
	(3) その他のもの
(D) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(E) 変圧器	(1) あるもの
	(2) ないもの
(F) 種類	(1) 手持ち型のもの
	(2) 卓上型又は床上型のもの
	(3) その他のもの
(G) 電線巻取機構	(1) あるもの
	(2) ないもの
(H) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

JET91079-1/1-(end)